

大 総 総 第 8 7 号

令和 7 年 8 月 2 6 日

大 津 市 議 会 議 長

草 野 聖 地 様

大 津 市 長 佐 藤 健 司

令和 6 年度の大津市の一般会計及び特別会計の決算に基づく健全化判断比率並びに
公営企業の決算に基づく資金不足比率について（報告）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第
2 2 条第 1 項の規定により、令和 6 年度の大津市の一般会計及び特別会計の決算に基づく健全化
判断比率並びに公営企業の決算に基づく資金不足比率を、次のとおり報告します。

令和6年度の大津市の一般会計及び特別会計の決算に基づく健全化判断比率並びに
公営企業の決算に基づく資金不足比率

1 健全化判断比率

実質赤字比率	_____
連結実質赤字比率	_____
実質公債費比率	△0.4%
将来負担比率	_____

2 資金不足比率

水道事業	_____
下水道事業	_____
ガス事業	_____
卸売市場事業	_____

大 監 委 第 5 2 号
令和 7 年 8 月 19 日

大津市長 佐 藤 健 司 様

大津市監査委員	島 戸 克 浩
大津市監査委員	津 田 穂 積
大津市監査委員	山 本 久 子
大津市監査委員	松 山 延 寿

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条
第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 6 年度決算に
基づく健全化判断比率及び資金不足比率を審査した結果、次のとおり意見を
提出します。

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び 資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

- 1 令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
- 2 上記健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和 7 年 8 月 5 日から令和 7 年 8 月 13 日まで

第 3 審査の方法

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、大津市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼をおき、大津市監査基準に準拠して審査を実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも重要な点において関係法令等に適合し、かつ、正確に作成されていると認められた。

第 5 健全化判断比率の状況

健全化判断比率は、次表のとおりである。

（単位：％）

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	早期健全化基準
実質赤字比率 … (1)	—	—	—	11.25
連結実質赤字比率 … (2)	—	—	—	16.25
実質公債費比率 … (3)	△0.4	△0.4	△0.5	25.0
将来負担比率 … (4)	—	—	—	350.0

(1) 実質赤字比率について

令和6年度の実質赤字は、発生していなかったことから、比率は「―」となる。

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(2) 連結実質赤字比率について

令和6年度の連結実質赤字は、発生していなかったことから、比率は「―」となる。

全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 実質公債費比率について

令和6年度の実質公債費比率は、△0.4%となっており、前年度と同値となっている。

なお、早期健全化基準は25.0%であり、これを下回っている。

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\begin{aligned} & \text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）} \\ \text{実質公債費比率} &= \frac{\text{－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \\ & \text{（3か年平均）} \end{aligned}$$

(4) 将来負担比率について

令和6年度の将来負担比率は、将来負担額を充当可能な財源等が上回ったことから、比率は「一」となる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

第6 資金不足比率の状況

各会計の資金不足比率は、次表のとおりである。

(単位：%)

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	
ガス事業会計	—	—	—	
卸売市場事業特別会計	—	—	—	

令和6年度は各会計とも資金不足は発生していなかったことから、比率は「一」となる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象会計等

区 分				比率の算定対象会計等				
一般会計等	一 般 会 計			実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率（会計ごと）
	一般会計等に属する特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業						
		学校給食事業						
		病院事業債管理						
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業		連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率（会計ごと）	
		介護保険事業						
		後期高齢者医療事業						
公営企業会計	公営企業に係る会計 (地公企法を適用する事業又は地財令第46条の事業)	法適用	水道事業	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率（会計ごと）	
			下水道事業					
			ガス事業					
		法非適用	卸売市場事業					
【一部事務組合・広域連合】								
滋賀県市町村職員研修センター								
滋賀県後期高齢者医療広域連合								
【地方公社・第三セクター】								
地方独立行政法人市立大津市民病院								
滋賀県信用保証協会								